



一般財団法人 千葉県社会保険協会

# 月刊 社保ちば

12  
DECEMBER  
2020

## 目次

### ● 日本年金機構からのお知らせ ●

- 賞与支払届の提出について ..... 2
- 各種届出書の「電子申請の義務化」について ..... 2
- 電話年金相談窓口のご案内 ..... 3

### ● 協会けんぽ千葉支部からのお知らせ ●

- 12月22日は「ジェネリック医薬品の日」です ..... 4
- 「医療費のお知らせ」送付について ..... 5
- 松戸年金事務所内の出張窓口を閉鎖いたします ..... 5
- 年末年始のご案内 ..... 5

### ● 千葉県社会保険協会からのお知らせ ●

- 冬山の家「ホワイトハウス マスエン」のご案内 ..... 6
- 会員事業主の皆様へのお願い ..... 7
- 山武市成東「いちご狩り」補助券のご案内 ..... 7

#### 割引券(補助券)ご利用に際してのお願い

現在、新型コロナウイルス感染予防と拡大防止を目的に様々な対策が各企業団体および施設でとられています。当協会が配付しております割引券(補助券)をご利用の際には、各施設のホームページまたは電話等に最新情報を必ずご確認くださいませよう何卒お願い申し上げます。

千葉県社会保険協会のホームページ ➡ <https://shaho-chiba.jp>



スマホ対応してます



## ● 日本年金機構からのお知らせ ●

## 賞与支払届の提出について

事業主は、賞与を支給したとき、「被保険者賞与支払届」に「被保険者賞与支払届総括表」を添付して、支給日から5日(船員保険の場合は10日)以内に、年金事務所に提出してください。

賞与支払予定月に賞与の支払いが行われなかった場合も、「被保険者賞与支払届総括表」で「不支給」と届け出ます。また、70歳以上の被用者に賞与を支払った場合は、「厚生年金保険70歳以上被用者賞与支払届」も提出してください。

## 賞与の対象となるもの

被保険者に、賞与、期末手当、決算手当など、その名称を問わず、労働の対償として、年間を通じて3回以下支給されるものが、届出の対象です。なお、年4回以上支給されるものは、標準報酬月額の対象となります。

賞与の対象となるもの		賞与の対象とならないもの
金銭によるもの	現物によるもの	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 賞与、ボーナス、期末手当、決算手当、夏期手当、冬期手当、繁忙手当、年末一時金、期末一時金など、賞与性のもので、年に3回以下支給されるもの</li> <li>● その他、定期的でなくても、一時的に支給されるもの</li> </ul>	賞与等として、自社製品等の金銭以外で支給されるもの(金銭に換算)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年4回以上支給されるもの(この場合は、標準報酬月額の対象)</li> <li>● 結婚祝金や大入袋等、労働の対償とならないもの</li> </ul>

※ 給与規程により、ボーナスを分割して毎月支給する場合は、通常の報酬には含めず「賞与にかかる報酬」(年4回以上支給されるもの)として取り扱います。この場合、保険料の算定にかかる報酬額は、1年間の賞与の支給総額を12で除した額となります。

## 賞与にかかわる保険料

年3回以下支払われる賞与について、1,000円未満を切り捨てた額を標準賞与額といい、毎月の給与と同率の保険料を納めます。この標準賞与額には、健康保険・厚生年金保険で、それぞれ上限額が次のように設定されています。(健康保険法第45条、厚生年金保険法第24条の4)

健康保険	年度(保険者単位で4月1日から翌年3月31日まで)の累計額で573万円
厚生年金保険	支給1ヶ月(同一月内につき2回以上支給されたときは合算)150万円

## 提出先

全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)の事業所⇒事務センターへ  
 組合管掌健康保険(健康保険組合)の事業所⇒事務センターおよび健康保険組合へ  
 ※厚生年金基金に加入している事業所は、厚生年金基金にも提出してください。

## 2020年4月から特定の法人について

「賞与支払届」を含む各種届書の電子申請の義務化が始まりました。

※特定の法人とは、資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人、相互会社、投資法人、特定目的会社等です。

※詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。



日本年金機構では、電話でのご相談も承っております。  
年金相談窓口の一覧は次のとおりです。

年金相談に関する一般的なお問い合わせ  
「ねんきんダイヤル」

**0570-05-1165** (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は(東京)03-6700-1165(一般電話)

「ねんきん定期便」「ねんきんネット」に関するお問い合わせ

**0570-058-555** (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は(東京)03-6700-1144(一般電話)

受付時間

月曜日	午前8時30分から午後7時
火曜日から金曜日	午前8時30分から午後5時15分
第2土曜日	午前9時30分から午後4時

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで相談をお受けします。  
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

来訪相談のご予約  
「予約受付専用電話」

**0570-05-4890** (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は(東京)03-6631-7521(一般電話)

受付時間

月曜日から金曜日(平日) 午前8時30分から午後5時15分

※土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

年金の加入に関する一般的なお問い合わせ  
「ねんきん加入者ダイヤル」

事業所・厚生年金年金加入者向け

**0570-007-123** (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は  
(東京)03-6837-2913(一般電話)

国民年金加入者向け

**0570-003-004** (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は  
(東京)03-6630-2525(一般電話)

受付時間

月曜日から金曜日	午前8時30分から午後7時
第2土曜日	午前9時30分から午後4時

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日から1月3日はご利用いただけません。



# 協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

▼ 事業主様へ ▼  
ぜひ職場内で回覧をお願いいたします。

## 12月22日は「ジェネリック医薬品の日」です

1997年12月22日に厚生省（当時）が「後発医薬品の生物学的同等性試験※のガイドライン」を示しました。このガイドラインにより、ジェネリック医薬品（＝後発医薬品）の科学的概念の有効性が幅広く認知されました。この日をきっかけにして、ジェネリック医薬品を正しく理解いただき、ジェネリック医薬品の使用促進のご協力をお願いします。

※生物学的同等性試験とは、新薬と同じ速さ、同じ量の有効成分が体内に吸収されるかを比較する試験のことです

### 従来在先発医薬品と同等であると国が認めた安価なお薬です

品質、効き目、安全性の厳しい試験をクリアしています。



### 従来在先発医薬品よりも、もっと飲みやすく、手軽に

さまざまな工夫がされているものも増えています。



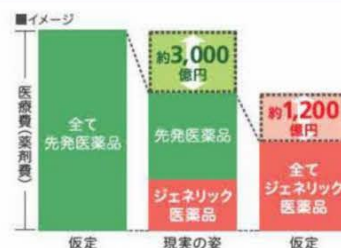
### 医療費増大を抑え、医療保険制度を維持することにつながります

もし、協会けんぽの加入者の皆さまが全てジェネリック医薬品に切り替えると

使用割合が100%になった場合

合計約**4,200億円**※の医療費の**軽減**が見込めます。

※令和元年度 協会けんぽ試算



千葉県内の使用率は **79.4%**  
※協会けんぽ集計データ (令和2年6月) に基づく

現在、約**8割**の方が  
すでにジェネリック医薬品を使っています！

希望すれば変えられます

かかりつけの医師または薬剤師にご相談ください。



◀ジェネリック医薬品希望シール  
健康保険証などに貼付してご利用ください。  
シールをご希望の方はお問い合わせください。



ジェネリック医薬品 について、詳しくはこちらをご覧ください。 >>>



お問い合わせ先

TEL:043-308-0522

(企画総務グループ)



## 今年度も「医療費のお知らせ」をお送りします

事業主様あてにお送りいたしますので、開封せずに被保険者の皆さまへお渡しいただきますようお願いいたします。  
発送は**令和3年1月下旬ごろ**を予定しています。

### 「医療費のお知らせ」とは？

加入者の皆さまの健康維持と健康保険の健全経営を目的としてお送りしている「お知らせ」です。

### 「医療費のお知らせ」に記載される診療期間は？

今年度は主に「**令和元年10月～令和2年9月まで**※」の医療費を記載いたします。  
確定申告（医療費控除）の明細としてもお使いいただけますが、令和2年10月以降の診療分は領収書にてご対応いただきますようお願いいたします。

※医療費のお知らせは医療機関からの保険請求（レセプト）を基に作成しております。

このデータの反映に最短で3か月かかるため、確定申告（医療費控除）に合わせて発送すると9月までの記載となります。

医療費控除の申告方法については、国税庁ホームページをご確認いただくか、最寄りの税務署にお尋ねください！



## 松戸年金事務所内の 協会けんぽ出張窓口を閉鎖いたします

このたび、松戸年金事務所内に開設しております協会けんぽ出張窓口は令和3年2月26日（金）をもちまして閉鎖いたします。ご不便をおかけしますが、何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

※閉鎖するのは協会けんぽの出張窓口です。松戸年金事務所の閉鎖ではございません。

### 出張窓口の最終開設日

**松戸年金事務所 令和3年2月26日（金）**



### 年末年始の ご案内

年末年始は書類の提出が集中するため、通常よりも給付金の支払い等に時間がかかる場合がございます。お早めにお手続きをお願いいたします。

※松戸年金事務所内の出張窓口も同様となります。ご注意ください。

**年末** 令和2年 **12月28日（月）** まで **年始** 令和3年 **1月4日（月）** から

協会けんぽ出張窓口  
松戸年金事務所



開設日…月曜日～金曜日（平日のみ）  
開設時間…8：30～17：15（うち12：00～13：00は不在）



申請書は協会けんぽの  
ホームページから印刷できます。

協会けんぽ  
ホームページは  
こちら



申請書はすべて郵送で  
ご提出いただけます。



～事務ご担当者様へお願い～

退職者の健康保険証の回収の徹底にご協力をお願いします。



メルマガ登録は  
こちら



## スキーシーズン到来!

冬山の家

## 「ホワイトハウス マスエン」

Go To トラベル  
と  
当協会の助成が  
併用できます

石打丸山スキー場は 2018 年に「Resort Center」と世界最新鋭ゴンドラ「Sunrise Express」がオープンし、さらに充実しています

新潟県石打丸山スキー場の民宿街の中心に位置し、リフトまで徒歩1分の絶好のロケーション!  
また、山の幸・海の幸と良質米を加えたスタミナ料理と4階の大展望風呂が自慢の施設です。  
スキー用具やウェアのレンタルもできます♪

●開設期間 令和2年12月19日(土)～令和3年3月31日(水)

※初日については変更の場合があります。

●ところ 新潟県石打丸山スキー場「ホワイトハウス マスエン」

〒949-6372 新潟県南魚沼市石打 1626-1

☎ 025-783-2440 (FAX も同番号)

●利用申込 直接、電話にて「ホワイトハウス マスエン」へご予約ください

い。予約完了後「保養所利用申込書」を送付いたしますので、所要事項にご記入のうえ、下記宛先にご返送ください。受付後、当協会から「利用案内書」を送付いたしますので、ご利用日にマスエンにお渡しください。

●「保養所利用申込書」の用紙請求先および送付先●

千葉県社会保険協会 冬山の家 係

〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13

問合せ先 Tel. 043-233-3971

●予約受付開始日

令和2年10月1日(木)から

●契約利用料金

1泊2日2食付(サービス料金・税込)

宿泊日	1室の宿泊人数	宿泊料金
平日	1名様	¥ 9,000
	2名様	¥ 8,500
	3名様以上	¥ 7,500
休前日及び 12/29~1/3	1名様	¥ 10,000
	2名様	¥ 9,500
	3名様以上	¥ 8,500
シニア(60歳以上)	上記料金より ¥ 1,000 引き	
小学生	上記料金より ¥ 2,000 引き	

※ 被保険者および被扶養者(小学生以上)は、上記料金より1人1泊につき1,000円を補助いたします。

※ 料金は、ご利用の際、直接お支払ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による施設の営業日等、またご利用の際のお願い事項(検温・マスク着用等)について、必ず施設にご確認したうえ、ご予約、ご利用にご協力くださいますようお願いいたします。

☎ 不明な点等ございましたら、当協会までお問い合わせください。Tel 043-233-3971



## 会員事業主の皆様へのお願い



事業所名や所在地などを変更された場合は、当協会までご連絡くださいますよう

お願いいたします。FAX (043-233-3973) または 当協会 WEB サイト

(<https://shaho-chiba.jp>) にて変更連絡を受付けております。

## 会員情報変更届

※協会記入欄（ご記入の必要はありません）

変更年月日                      年      月      日

事業所名

所在地

※下記欄については、変更事項のあった個所のみご記入ください。

変更事項		変更前	変更後
事業所	記号		
	番号		
フリガナ			
事業所名			
所在地		〒	〒
電話番号			

ご不明な点は 電話043-233-3971へお問い合わせください。

## Information

🍓いちご狩り🍓補助券配付中！

お申し込みの内容は『社会保険ちば秋号』『月刊社保ちば11月号』に掲載しています。ぜひご活用ください。